

# 伝統工芸品の体験型コンテンツで 新サービスを創出

～令和8年度 伝統工芸品の体験型ビジネス構築支援事業～

## 応募要領



 公益財団法人 東京都中小企業振興公社

応募期間	応募方法
4/13 (月) ~ 4/27 (月) 17:00 必着	電子メールにて受付

### お問い合わせ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 城東支社 体験型 BIZ 事務局

〒125-0062

東京都葛飾区青戸7-2-5 東京都城東地域中小企業振興センター

TEL : 03-5680-4550

E-mail : [taiken-biz@tokyo-kosha.or.jp](mailto:taiken-biz@tokyo-kosha.or.jp)

URL : <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/taiken-biz/index.html>

## 目次

1. 伝統工芸品の体験型ビジネス構築支援 .....	1
1-1. 事業目的.....	1
1-2. 事業スキーム .....	1
1-3. 支援の流れ.....	2
1-4. 支援期間.....	2
1-5. 支援内容.....	2
1-6. 予約サイト利用要件 .....	3
2. 体験型ビジネス構築支援事業の早わかり動画.....	3
3. 募集概要 .....	4
3-1. 応募資格.....	4
3-2. 申込書の提出 .....	4
3-3. 応募における注意事項.....	5
3-4. 令和6年度及び7年度に本事業の支援を受けた事業者の取り扱い.....	5
3-5. 審査.....	5
3-6. 支援決定.....	5
4. 支援期間中の注意事項 .....	5
4-1. 体験型コンテンツの実施場所 .....	5
4-2. 予約・売上時の手数料.....	5
4-3. 個人情報保護について.....	6
4-4. 安全配慮義務について.....	6
4-5. 支援の中止について .....	6
5. 支援終了時について .....	6
6. 伝統工芸品について知りたい方へ .....	6
7. 個人情報の取り扱いについて .....	6
8. 申込書記入例 .....	7

# 1. 伝統工芸品の体験型ビジネス構築支援

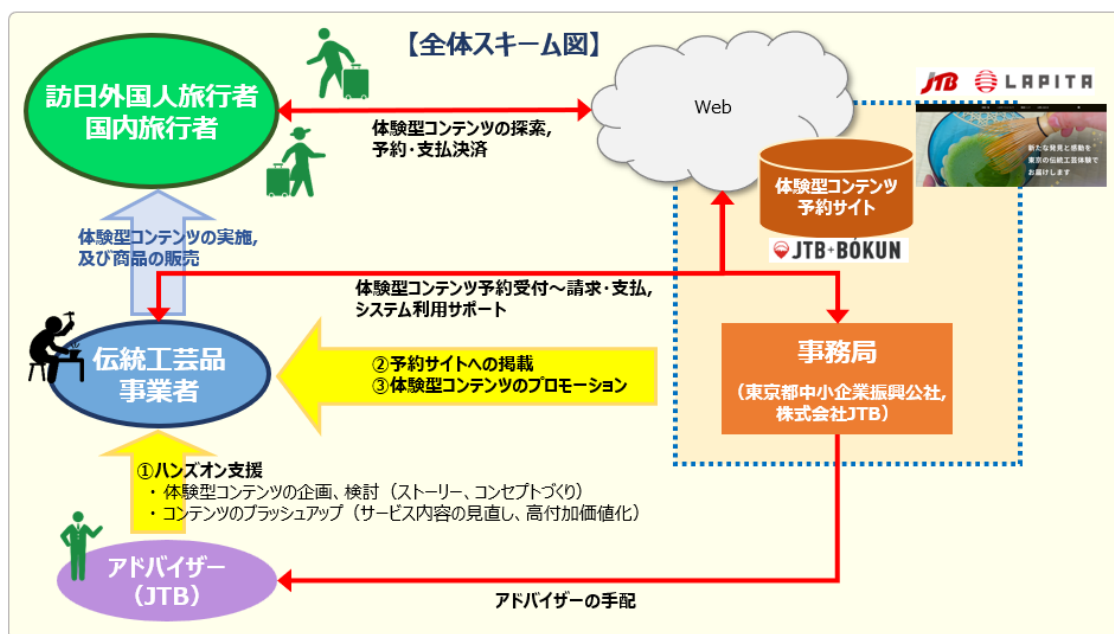
## 1-1. 事業目的

東京の伝統工芸品事業者に対し、製作体験等を核とした誘客、事業化、顧客開拓までをパッケージ化した新たなサービスによるビジネスモデル構築を支援することで、東京の伝統工芸品産業の活性化及び事業者の経営力向上に寄与することを目的としています。

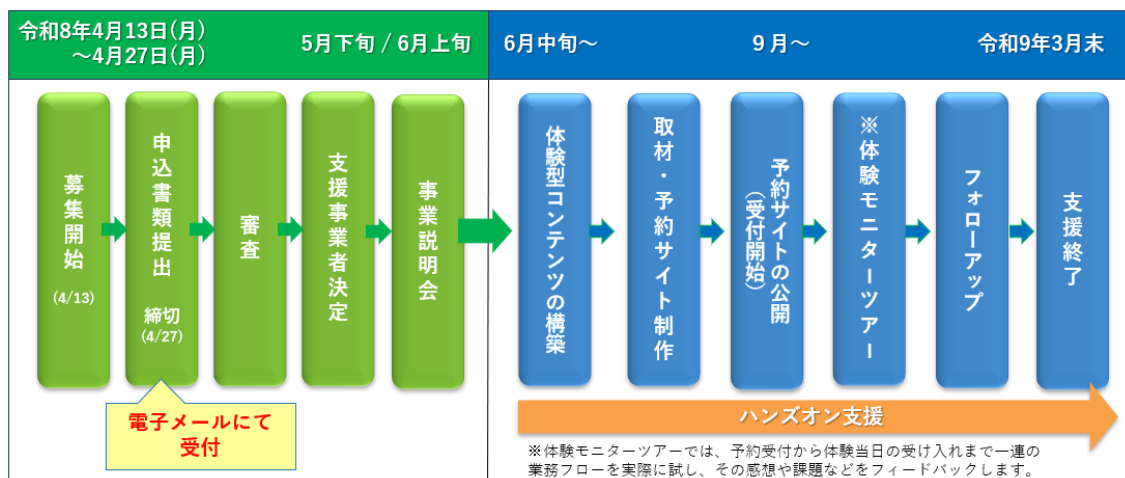
## 1-2. 事業スキーム

近年、物品の購入・所有にお金を使う従来の「モノ消費」に取って代わる消費として、体験(コト)やサービスにお金を使う「コト消費」が注目されています。訪日外国人や国内旅行者も単に商品を購入するのみならず、日本の文化や伝統を「コト消費」する形に消費動向が変化しています。

本事業では、株式会社 JTB と連携して、伝統工芸品の体験型コンテンツによる新サービス創出を支援します。具体的には①ハンズオン支援、②予約サイトへの掲載、③体験型コンテンツのプロモーションを実施します。



### 1-3. 支援の流れ



### 1-4. 支援期間

支援事業者決定時から～令和9年3月31日までを支援期間とします。

### 1-5. 支援内容

支援項目	支援内容	支援事業者の対応事項
①ハンズオン支援 各事業者の課題や実情に応じたハンズオン支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストーリーやコンセプト作り</li> <li>価格設定、商品内容の検討</li> <li>ターゲット市場の検討</li> <li>体験受入れ体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家との打ち合わせ、調整</li> <li>体験型コンテンツの企画、ブラッシュアップ（改善）</li> </ul>
②予約サイトへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業者の予約サイトの制作（取材・撮影、記事執筆・英訳等含む）</li> <li>予約システム及び決済システムの提供（JTB BOKUN）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取材・撮影の受入れ</li> <li>体験型コンテンツの実施準備</li> <li>予約受付や体験料の精算等</li> </ul>
③体験型コンテンツのプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者や国内旅行者向けに、各種プロモーションを実施</li> <li>外国人による体験型モニターツアーの実施</li> <li>体験型コンテンツのパンフレット制作及び配架</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HP、SNSでの情報発信</li> <li>モニター受入れ（モニターに対し体験コンテンツを提供）</li> </ul>

本事業は公社と株式会社 JTB が連携して支援を実施致します。

支援事業者の体験型コンテンツは、予約サイト JTB LAPITA に掲載されます。

【JTB LAPITA サイト】 (<https://www.lapita.jp/tokyo-kosha/dentokogei/>)



**※本事業において株式会社 JTB が体験型コンテンツの予約サイトの構築及び運営を行います。体験ツアー等を企画し集客を行うものではありません。**

## 1-6. 予約サイト利用要件

予約サイトの利用にあたっては、株式会社 JTB が指定する予約システム (JTB BÓKUN) の登録が必要となります。

本事業の応募にあたり、下記予約システム (JTB BÓKUN) の利用規約を必ずご一読ください。支援決定後、利用申込書にご記入いただき、株式会社 JTB と覚書 (精算・代行登録等) を締結していただきます。

【予約システムの利用規約】

URL : [BOKUN 利用規約](#)

## 2. 体験型ビジネス構築支援事業の早わかり動画

実際に体験型ビジネスを実施した事業者の事例を、公社 HP の体験型ビジネス構築支援事業ページでご紹介します。

【動画概要】

### ① 体験型ビジネスの事例紹介

- ・体験型ビジネスへの取り組み内容
- ・実践に向けて苦労した点、課題とその解決策など

### ② 専門家による体験型ビジネスセミナー

- ・インバウンド市場の状況
- ・体験型ビジネス参画への留意点

【体験型ビジネス構築支援事業ページ】

URL : <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/taiken-biz/index.html>

### 3. 募集概要

#### 3-1. 応募資格

a)～c) のいずれかに該当し、ア～クのすべてを満たす方を対象とします。

- a) 東京都知事が指定した東京都伝統工芸品を製作しており、かつ、都指定品目の産地組合等に所属する事業者
- b) 都内区市町村が指定する伝統工芸品を製作する事業者
- c) 東京都伝統工芸品と同等の技術技法及び原材料を使用して伝統工芸品を製作しており、かつ、東京都伝統工芸士又は、東京マイスター、無形文化財等に認定された職人を有する等一定の能力が認められる事業者

- ア 電子メールの送受信等の基本的な PC 操作ができること
- イ 原則、都内近郊に事業所を有すること
- ウ 同一テーマ・内容で公社が実施する他の事業に申請していないこと
- エ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- オ 事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- カ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないとは判断される業態を営むものではないこと
- キ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など、公的資金の支援先として適切でないとは判断する業態を営むものではないこと
- ク その他、公社が公的資金による支援先として不適切と判断しないもの

#### 3-2. 申込書の提出

公社ホームページ上より申込書をダウンロードし、P.8 の記入例を参考に作成し、受付期間内にパスワードを設定した Excel 形式のファイルを添付の上、下記メールアドレスへご提出下さい。

<受付期間：令和 8 年 4 月 13 日（月）～4 月 27 日（月）17：00 必着>

【送付先】 [taiken-biz@tokyo-kosha.or.jp](mailto:taiken-biz@tokyo-kosha.or.jp) 体験型 BIZ 事務局 宛

【件名】 体験型 BIZ 申込

・体験型ビジネス構築支援事業 掲載ページ

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/taiken-biz/index.html>

### 3-3. 応募における注意事項

- ・応募は1事業者につき1件に限らせていただきます。同一の代表者（共同代表者も含む）が経営する複数の事業者による応募は受付できません。
- ・応募にかかる費用（通信費等）は事業者負担となります。

### 3-4. 令和6年度及び7年度に本事業の支援を受けた事業者の取り扱い

令和6年度及び7年度に支援を受けた製作体験と異なる体験型コンテンツであれば、令和8年度においても連続で応募することが可能です。

### 3-5. 審査

#### (1) 審査

申込書に基づき、書類審査を行い、支援事業者を決定いたします。支援事業者の上限は20者を予定しています。

#### (2) 注意事項

審査は非公開で行います。審査に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねますので、予めご了承ください。

#### (3) 審査項目

審査は下記の項目により行いますので、留意の上、申込書を作成してください。

- ①適格性
- ②取り組み意欲
- ③必要性
- ④実施体制

### 3-6. 支援決定

- ・選定の可否に関わらず、全ての応募者に対して、5月下旬に電子メールにて結果を通知致します。
- ・受付期間終了時に定員に達していない場合は、追加募集を行うことがあります。

## 4. 支援期間中の注意事項

### 4-1. 体験型コンテンツの実施場所

- ・体験型コンテンツを実施する場所（工房）がない場合も、本事業にお申し込み頂くことができます。支援決定後、体験スペースの検討も含めてハンズオン支援いたします。

### 4-2. 予約・売上時の手数料

- ・支援期間中（令和9年3月31日体験型コンテンツ実施分まで）は実際に製作体験サービス等の予約・売上が生じ、体験型コンテンツが実施された場合、一定の手数料（約11%）

を事業者にご負担頂きます。

- ・支援期間終了後の令和9年4月1日以降も掲載を希望する場合は別途、株式会社 JTB と再契約をする必要があります。その際、手数料等が変更となります。

#### 4-3. 個人情報保護について

- ・支援事業者は、法令等に従い、個人情報保護に関して善良なる管理者としての注意義務を尽くし、本事業で扱う個人情報を慎重かつ適切に取り扱うものとします。

#### 4-4. 安全配慮義務について

- ・コンテンツ利用中の事故やけがなどの責任を、公社及び株式会社 JTB は一切負いません。
- ・支援事業者は体験型コンテンツの実施場所において、次に掲げる措置を講じコンテンツ利用者に対して、善良なる管理者として安全に配慮して頂きます。

- ①コンテンツ実施中の安全対策
- ②コンテンツ実施にあたり、用いる施設・設備の安全点検
- ③災害等発生時の避難誘導

#### 4-5. 支援の中止について

- ・当事業の支援開始後にやむを得ない事情等により継続が困難となった場合は、速やかに所定の「支援中止届出書」を公社に提出して頂きます。

#### 5. 支援終了時について

フォローアップ終了後、速やかに支援が完了した旨を含む「支援終了報告書」を公社に提出して頂きます。

(尚、支援終了年度の翌年度末及び翌々年度末の2年度については、「実施状況報告書」を提出して頂きます。)

#### 6. 伝統工芸品について知りたい方へ

「東京の伝統工芸品」は、現在 42 品目を東京都知事が指定しています。東京都産業労働局の Web サイト「東京の伝統工芸品～江戸から伝わる匠の技～」でご紹介しておりますのでご覧下さい。

- ・東京都 産業労働局「東京の伝統工芸品～江戸から伝わる匠の技～」  
(「東京の伝統工芸品」で検索)

<https://www.dento-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/items/index.html>

#### 7. 個人情報の取り扱いについて

当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

## 8. 申込書記入例

### 令和8年度 伝統工芸品の体験型ビジネス構築支援事業 申込書

#### 1. 基本情報

##### (1) 申請者

企業名・屋号	株式会社東京工芸		代表取締役・代表者氏名	代表取締役 東京 太郎
所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	東京都葛飾区青戸〇-〇-〇		
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主		どちらかにチェックを入れてください。	
伝統工芸品目	江戸切子	主要製品	カットグラス	
連絡窓口担当者 (いる場合のみ)	東京 一郎	ホームページURL	https://www.xxxxxxxx.jp	
連絡先電話番号	00-0000-0000	連絡先メールアドレス	〇〇@〇〇.com	
インターネット環境の整備状況		整備状況に応じてチェックしてください。		
<input checked="" type="checkbox"/> 各種HPやWebサイトの閲覧ができる		<input checked="" type="checkbox"/> 電子メールでの連絡・問い合わせ対応が可能		<input type="checkbox"/> Zoomを利用した会議に参加できる
参加資格要件 下記から該当する要件をお選びください。		aの場合	所属組合 団体名	江戸切子
a) 東京都知事が指定した東京都伝統工芸品を製作しており、かつ、都指定品目の産地組合等に所属する事業者		bの場合	所属組合 団体名	
b) 都内区市町村が指定する伝統工芸品を製作する事業者		該当する団体名や、または資格技術、伝統工芸品目をご記入ください。		
c) 東京都伝統工芸品と同等の技術技法及び原材料を使用して伝統工芸品を製作しており、かつ、東京都伝統工芸士又は、東京マイスター、の能力が認めら				
決算の年月をご記入ください。 (個人事業主の方は12月として下さい。)		各年度の売上高及び営業利益をご記入ください。 ・売上高：不動産収入など本業以外のものは除き、伝統工芸品事業の売上高をご記入ください。 ・営業利益：売上高(伝統工芸品事業に関わるもの)に対応した営業利益又は営業損失をご記入ください。営業損失の場合は数字の前に▲をつけてください。 (個人事業主の方は、確定申告の決算書の差引金額欄の数値をご記入願います。)		
(2) 財務情報 (単位:円)				
令和 年 月 (2期前)				
売上高	17,000,000	売上		0
営業利益	▲1,500,000	営業利益	1,500,000	営業利益

※過去2期分の売上高及び営業利益と、今期見込み売上高及び営業利益をご記入下さい。

#### 2. 体験型ビジネスへの取り組みについて

##### (1) 応募動機

自社の状況 (抱えている経営課題)	経営面の課題をご記入ください。
体験型ビジネスへの取り組み意欲	取り組み意欲や展望についてご記入ください。
自社にとって、体験型ビジネスに取り組むことで生じる効果	経営面、営業面、販売促進面などの視点からご記入ください。
(2) 体験型ビジネスの現状	
<input checked="" type="checkbox"/> 既に体験型コンテンツを実施している場合 現在、実施しているコンテンツの概要を	具体的な体験内容をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 体験型ビジネス構築支援を受けたことがある (過去に選択された事業)	
<input checked="" type="checkbox"/> 体験型コンテンツを実施したことが無い場合 体験型コンテンツ作成する上で活用できる自社の強 (技術・工芸品の特徴など)をご記入下さい。	過去に体験型ビジネス構築支援事業に選定され、公社の支援を受けた事業者は、チェックを入れてください。 保有する伝統技術や製品の特長をご記入ください。

(3) 体験型ビジネスを実施する上での課題

体験型ビジネスを実施する上での課題をご記入下さい。	体験型ビジネスを実施する場合、どんな課題があるかをご記入ください。
---------------------------	-----------------------------------

(4) 取り込みたい顧客層（国内旅行者及びインバウンドの両方の選択が可能です。）

<input type="checkbox"/> 国内旅行者（日本人） 年代・性別など具体的な狙いがあればご記入下さい。	英語での対応ができる、 体験手順の英文を準備しているなど
<input type="checkbox"/> インバウンド（訪日外国人観光客） 外国語対応についての現状をご記入下さい。	

3. 体験型ビジネスの実施体制

(1) 体験場所

実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 有り（ <input type="checkbox"/> 事業を実施する中で検討する）	<input type="checkbox"/> 無し（事業を実施する中で検討する）
実施場所の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都葛飾区青戸〇-〇-〇	
体験型サービスの実施場所（工房）の間取り図・写真		
工房の間取り図や座席レイアウト、写真等を添付・記入してください。		

実施場所の有り無し、どちらかにチェックを入れてください。  
ある場合は、以下実施場所所在地と間取り図等をご記入ください。

(2) 体制表

体験型コンテンツの実施体制表			
役割やその担当者などを記入してください。			
	役割	担当者名・役職	1週間当たり本事業にかけられる時間
1	製作体験の講師	東京 一郎（専務取締役）	週に10時間程度
2	本事業の窓口（予約事務や経理関係等の庶務担当）	東京 一郎（専務取締役）	本事業専任窓口（1週間に4日程度）
3	上記以外に本事業に携わる人①	東京 花子（取締役/一郎の妻）	10時間程度（メール・電話対応は適宜）
4	上記以外に本事業に携わる人②	東京 太郎（代表取締役）	1時間程度
5	上記以外に本事業に携わる人③		

※最大5名まで記載してください。

応募にあたり、応募要領の内容を確認しました。予約システム（JTB BÓKUN）の利用規約に同意の上、上記のとおり申込み致します。

令和 8 年 4 月 20 日 企業名・屋号：株式会社東京工芸  
代表取締役・代表者氏名：代表取締役 東京 太郎

<別紙>

※補足説明等がある場合、以下にご記入願います。

体験型サービスの対象となる製品の写真や画像及び説明など、フリーフォーマットで記載して下さい。